告示

○金融庁告示第七十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月一日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　内藤　純一

第一条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第五十六号までを一号ずつ繰り上げ、第五十七号の前に次の一号を加える。

五十六　チャイエックス・ジャパン株式会社

○総務省告示第二百六十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月一日

名　称　主たる事務所又は事業所の所在地

株式会社ジャパンエナジー　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

○総務省告示第二百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月一日

名　称　主たる事務所又は事業所の所在地

新日本石油株式会社　東京都港区西新橋一丁目三番十二号

○総務省告示第二百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる者のうち、次のものを元売業者として指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月一日

名　称　主たる事務所又は事業所の所在地

JX日鉱日石エネルギー株式会社　東京都千代田区大手町二丁目六番三号

総務大臣　原口　一博

指定の年月日　平成二十二年七月一日

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十二年七月一日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十二年七月十六日　午後一時

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第二号

平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月一日

参議院比例代表選出議員選挙選挙長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十二年七月九日　午前十時三十分

○法務省告示第三百四十二号

福島県田村郡小野町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年七月一日

法務大臣　千葉　景子

福島県田村郡飯豊町大字飯豊字二本木四十八番地　宗像　イチ

○法務省告示第三百四十三号

福島県田村郡小野町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年七月一日

法務大臣　千葉　景子

福島県田村郡飯豊町大字飯豊字二本木四十八番地　宗像　正人

○法務省告示第三百四十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十二年七月一日

法務大臣　千葉　景子

東京法務局所属　井内　顯策
横浜地方法務局所属　寳金　敏明
さいたま地方法務局所属　渡邊　秀雄
千葉地方法務局所属　辻　次郎
大阪法務局所属　髙野　芳雄
神戸地方法務局所属　大西　良孝
名古屋法務局所属　和田　秀明
金沢地方法務局所属　関本　倫敬
札幌法務局所属　井口　実

○厚生労働省告示第二百六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第十八条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一条に次の一項を加える。

2　法第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）に係る前項各号の規定の適用については、同項第一号中「四百五十万円」とあるのは「二百二十五万円」と、「百五十万円」とあるのは「七十五万円」と、同項第二号中「十三万円」とあるのは「六万五千円」と、「五万円」とあるのは「二万五千円」とする。

第二条中「前条第二号」を「前条第一項第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第十八条の三第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一条に次の一項を加える。

2　障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である者を除く。）に係る前項各号の規定の適用については、これらの規定中「二百二十五万円」とあるのは、「百十二万五千円」とする。

○厚生労働省告示第二百六十四号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正したので、同条の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三中「特定活動」を「技能実習」に改め、「より実践的な」を削り、「ための活動」の下に「又は修得した技術、技能等を要する業務に従事する活動」を加える。

第七中「研修・実習生の受入れの方法、研修・」を「技能実習生の受入れ等、」に改める。